

みどり福祉会	文書番号	福祉会ー共通ー015
人みどり福祉会役員等報酬規程	制定/改訂日	2017. 6. 15/2019. 6. 13
	主管/承認者	本部事務局/渡邊憲司

みどり福祉会役員等報酬規程

社会福祉法人
みどり福祉会評議員会

本規定は、理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員が、その職にあることに対して及び、その会議に出席するに当たっての報酬等について規定する。

1. 理事・監事への報酬

- ・無報酬とする。但し、職員理事に関しては、職員就業規則及び給与等支給要領に定められた給与を支払う。
- ・17時以降に開始する会議出席者に対し、夕食代として1500円支給する。
- ・交通費実費（自宅から開催場所間の距離に応じ1Km当たり20円）を支給する。但し、職員兼務理事については休日に出勤した場合のみ支給する。

2. 評議員への報酬

- ・無報酬とする。
- ・17時以降に開始する会議出席者に対し、夕食代として1500円支給する。
- ・交通費実費（自宅から開催場所間の距離に応じ1Km当たり20円）を支給する。

3. 評議員選任・解任委員への報酬

- ・無報酬とする。
- ・交通費実費（自宅から開催場所間の距離に応じ1Km当たり20円）を支給する。但し、職員兼務委員については休日に出勤した場合のみ支給する。

以上

2017年6月15日制定

2019年6月13日一部改訂（第2版）